

# 鹿児島県動物愛護管理推進計画

～人と動物の共生する地域社会の実現に向けて～

令和3年3月  
鹿児島県

# 目 次

第1章	動物愛護管理の基本的考え方	1
1	計画改定の趣旨	
2	計画の性格と役割	
3	計画の目標	
4	計画の期間	
5	計画の構成	
第2章	鹿児島県における動物愛護管理の現状	3
第1節	動物愛護管理行政	3
第2節	データでみる動物愛護管理行政	5
1	犬の登録頭数	
2	狂犬病予防注射実施状況	
(1)	注射実施率の推移	
(2)	地域ごとの注射実施率	
3	苦情件数	
(1)	犬に関する苦情	
(2)	猫に関する苦情	
4	飼い犬による咬傷事故	
5	犬・猫の保護・引取り状況	
(1)	犬の保護・引取り及び殺処分頭数の推移	
(2)	猫の引取り及び殺処分頭数の推移	
(3)	全国の状況との比較	
6	保護された犬の飼い主への返還	
7	犬・猫の譲渡事業への取組	
(1)	譲渡前講習会の実施状況	
(2)	犬・猫の譲渡状況の推移	
8	動物取扱業の登録状況	
(1)	第一種動物取扱業の登録数の推移	
(2)	第二種動物取扱業の届出数の推移	
9	適正飼養の普及啓発の取組	
(1)	動物愛護教室の開催状況	
(2)	しつけ方教室の開催状況	
(3)	動物愛護イベントの開催状況	
第3章	講すべき施策等	15
第1節	基本的な方針	15
1	動物愛護思想の普及の推進	
2	適正飼養等の推進	
3	県民と動物の安全の確保	

4	関係者間の協働関係の構築	
第2節	施策別の取組	16
1	動物愛護思想の普及の推進	
(1)	動物愛護思想の普及啓発	
2	適正飼養等の推進	
(1)	適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保	
(2)	犬・猫の保護及び引取り頭数を減少させるための取組	
(3)	返還・譲渡の推進	
(4)	動物による危害防止と周辺環境の保全	
(5)	動物取扱業の適正化	
(6)	産業動物等の適正な取扱いの推進	
3	県民と動物の安全の確保	
(1)	災害対策	
4	関係者間の協働関係の構築	
(1)	人材育成	
(2)	調査研究の推進	
第4章	数値目標等	26
第1節	数値目標	
第2節	数値目標の達成に向けた主な取組	
参考資料		28

# 第1章 動物愛護管理の基本的考え方

## 1 計画改定の趣旨

「動物の愛護及び管理に関する法律」(以下、「動物愛護管理法」)は、動物の命の尊厳を守ることを基本原則としており、動物を正当な理由なく殺し、傷つけ、又は苦しめることを戒めるだけでなく、その習性を考慮して適正に取り扱うことを求めています。しかし、飼育動物に起因する近隣への迷惑行為、遺棄動物による野生動物等の生態系への影響など、依然として一部の心ない飼い主に起因する問題が少なくない状況にあります。

このような中、県では、平成17年に改正された動物愛護管理法の趣旨を踏まえ、平成20年度から10年間を計画期間とする「動物愛護管理推進計画」(以下、「計画」)を策定し、平成25年に計画の見直しを行いました。

平成26年度を初年度とする第二次計画では、動物愛護センターを施策を推進する上での拠点施設とし、犬・猫の殺処分頭数の半減、犬・猫の譲渡率の倍増、動物愛護教室等延べ参加者数を毎年度1,000人とすることを数値目標に、各種施策を展開した結果、平成30年度にはすべての目標を達成し、それ以降も順調に推移してきました。

今回、令和元年6月の動物愛護管理法の改正、及び令和2年4月の「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本指針」(以下、「基本指針」)の改正を機に、これまでの県及び鹿児島市の取組状況を踏まえて、動物愛護や終生飼養についての県民の更なる意識向上を図り、犬・猫の殺処分ゼロを目指すため、計画を見直すこととしました。

## 2 計画の性格と役割

この計画は、県行政の長期的、総合的なビジョンを踏まえ、動物の愛護及び管理に関する施策の方向性を示すものであり、将来の目標を明らかとするとともに、その実現に向けた展開方策を示すものです。

## 3 計画の目標

この計画の目標は、『人と動物の共生する地域社会の実現』とします。

## 4 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とし、鹿児島県全域を対象とします。

また、この計画の着実な実現を図るため、策定後5年目に当たる令和7年度を目途として、その見直しを検討します。

## 5 計画の構成

この計画は、「動物愛護管理の基本的考え方」、「鹿児島県における動物愛護管理の現状」及び「講ずべき施策等」をもって構成し、各般の施策を推進するに当たっての目安とするため、「令和12年度の数値目標」を示します。

- (1)「動物愛護管理の基本的考え方」は、計画改定の趣旨、性格・役割、目標等を明らかにするものです。
- (2)「鹿児島県における動物愛護管理の現状」は、県内の動物愛護を推進する体制や動物愛護をめぐる現状を明らかにするものです。
- (3)「講ずべき施策等」は、この計画を着実に推進し、その数値目標の実現を図るための基本的方針や、施策別の取組みについて現状と課題を明らかにし、具体的に講ずべき施策を示すものです。

## 第2章 鹿児島県における動物愛護管理の現状

### 第1節 動物愛護管理行政

鹿児島県内には、動物愛護行政を担う機関として、鹿児島県動物愛護センター、県の保健所（県内13保健所）、鹿児島市保健所があります。併せて、保護・引取りされた犬・猫の収容を行う施設として、加世田、川薩、始良の3動物管理所と鹿児島市動物管理事務所があります。鹿児島市内は、鹿児島市保健所が所管し、それ以外の区域は県の保健所が所管しています。

県と鹿児島市は、動物の愛護及び管理に関する施策をそれぞれ独自に進めていますが、本計画の数値目標等を達成するために、県は基本方針や施策の方向性を定め、鹿児島市と協力しながら「人と動物の共生する地域社会」の実現に努めているところです。

#### 1 鹿児島県動物愛護センター

平成25年10月、動物愛護や適正飼養について県民の理解を深めるため「地域における人と動物とのふれあい共生活動を支援する拠点施設」として、鹿児島県動物愛護センターを開所しました。動物愛護センターでは、譲渡だけでなく、動物の適正飼養の啓発や、子ども達へ命の大切さを伝えていく施設として、様々な取組を行っており、多くの方々にご利用いただき、令和元年12月には来館者数4万人を達成しました。



動物愛護センター全景



譲渡前講習会



動物愛護教室



しつけ方教室

## (1) 主な事業内容

- ① 動物の愛護思想の普及啓発  
児童等を対象にした動物愛護教室，ふれあい活動の実施
- ② 動物の適正飼養の普及啓発  
動物の飼い方，しつけ方を学ぶ教室，譲渡前講習会の開催
- ③ 犬・猫譲渡の積極的な推進  
定期的な譲渡会の開催
- ④ ふれあい共生協働活動の拠点  
県獣医師会との協賛イベント，動物愛護団体との協働による譲渡会の開催
- ⑤ 動物愛護ホームページの運用  
譲渡対象犬・猫の情報，保護犬情報，イベント開催情報等の発信

## 2 県保健所・鹿児島市健康福祉局保健部生活衛生課

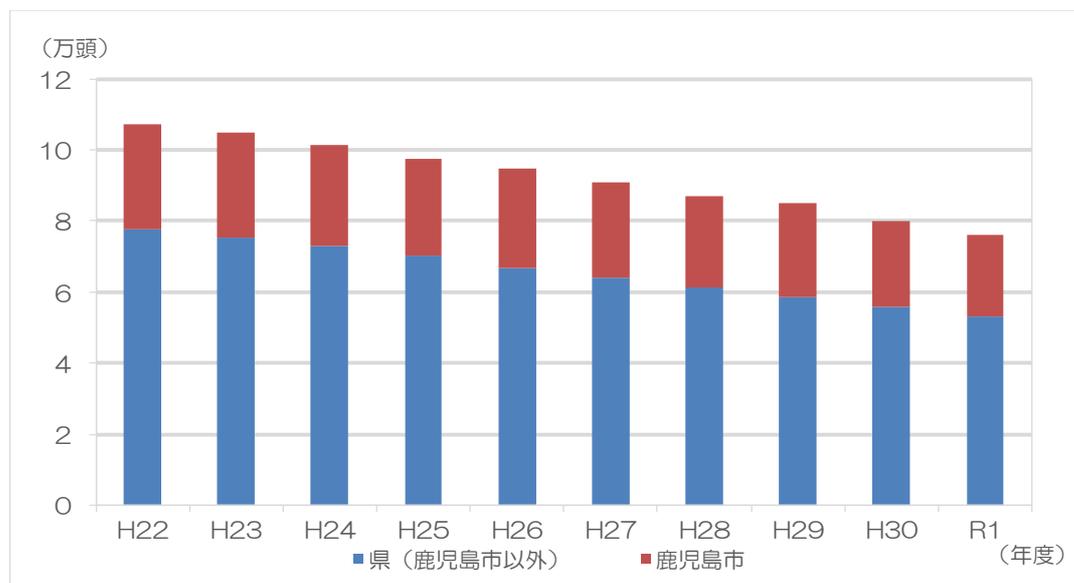
県保健所及び鹿児島市健康福祉局保健部生活衛生課では，住民からの動物に関する相談の受付，犬・猫の保護・収容，飼い主への返還，譲渡等を行うとともに，県民への動物愛護思想の普及啓発等に努めています。

また，動物取扱業の登録や特定動物の飼養許可及び監視指導等の業務も行っています。



## 第2節 データでみる動物愛護管理行政

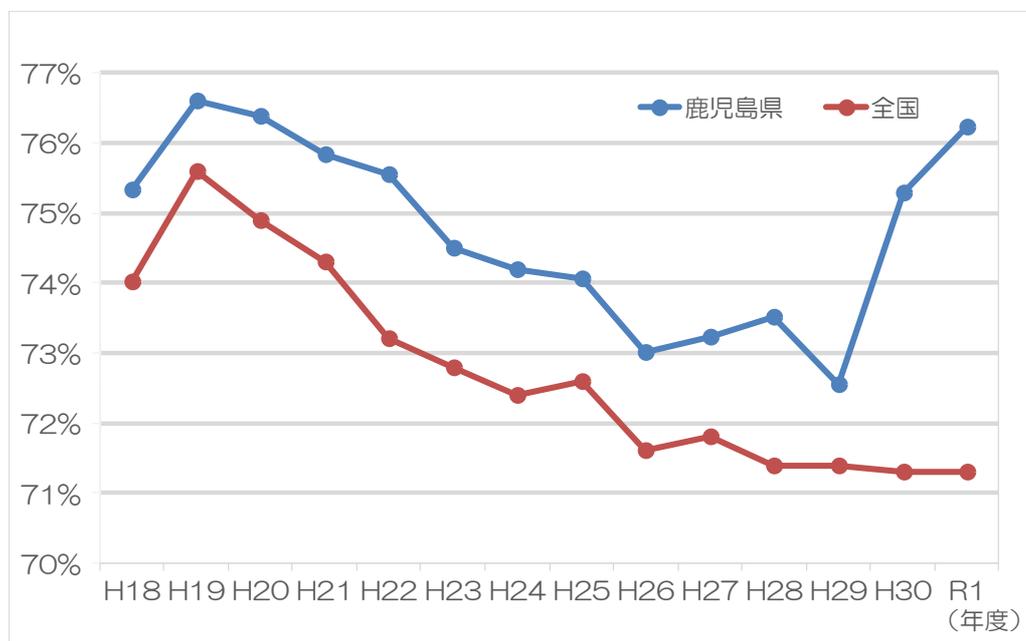
### 1 犬の登録頭数



狂犬病予防法に基づく犬の登録は各市町村で行われており，県内の登録頭数は，年々減少傾向にあります。令和元年度は，76,209頭（鹿児島市：23,050頭，鹿児島市以外：53,159頭）となっています。

### 2 狂犬病予防注射実施状況

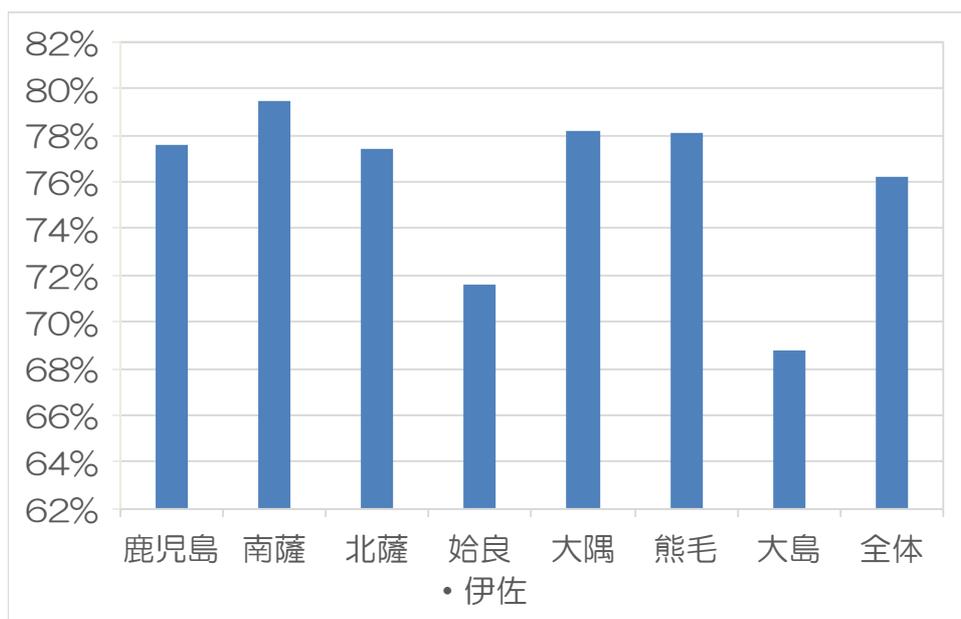
#### (1) 注射実施率の推移



狂犬病予防注射の実施率は，低下傾向にありましたが，死亡犬の登録抹消など登録台帳の整理により，平成30年度以降は増加に転じています。令和元年度は76.2%（58,089頭）となっています。

\*統計については，特に記載がない場合は，鹿児島県内保健所と鹿児島市保健所を合わせたデータ

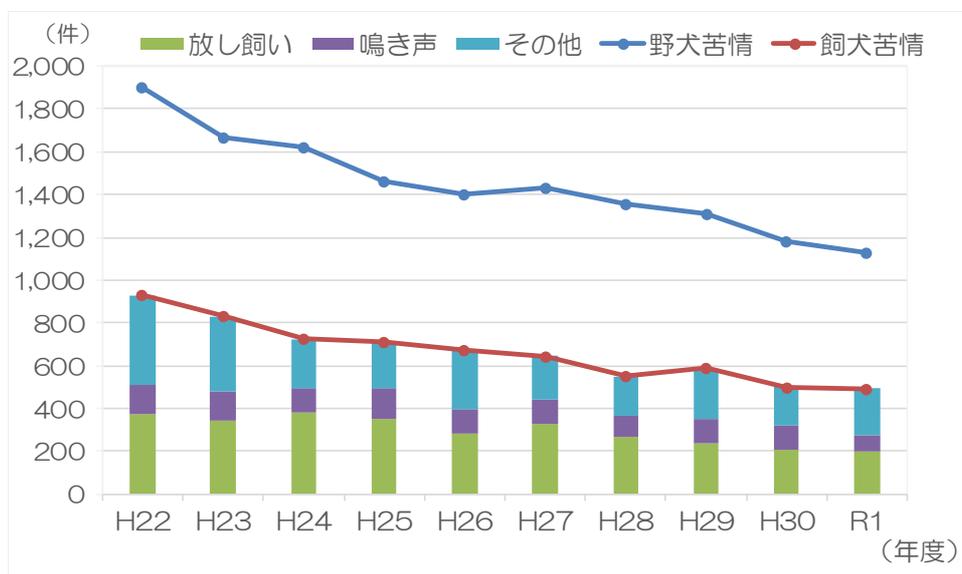
## (2) 地域ごとの注射実施率



狂犬病予防注射は、市町村により実施されており、注射実施率は各市町村ごとに差があります。令和元年度の注射実施率を地域振興局・支庁ごとにまとめると、南薩地域振興局管内が79.4%と最も高く、始良・伊佐及び大島管内は70%程度と低い状況にあります。

## 3 苦情件数

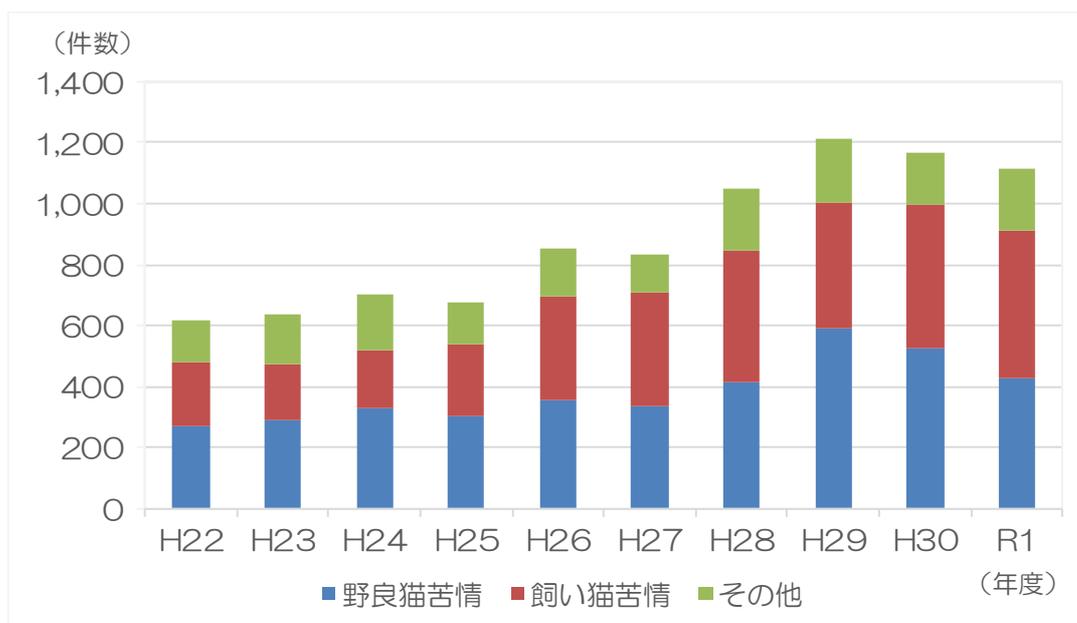
### (1) 犬に関する苦情



保健所に寄せられる犬の苦情件数は減少傾向にあり、令和元年度は、野犬（飼い主不明犬を含む）については1,130件、飼い犬については494件となっています。

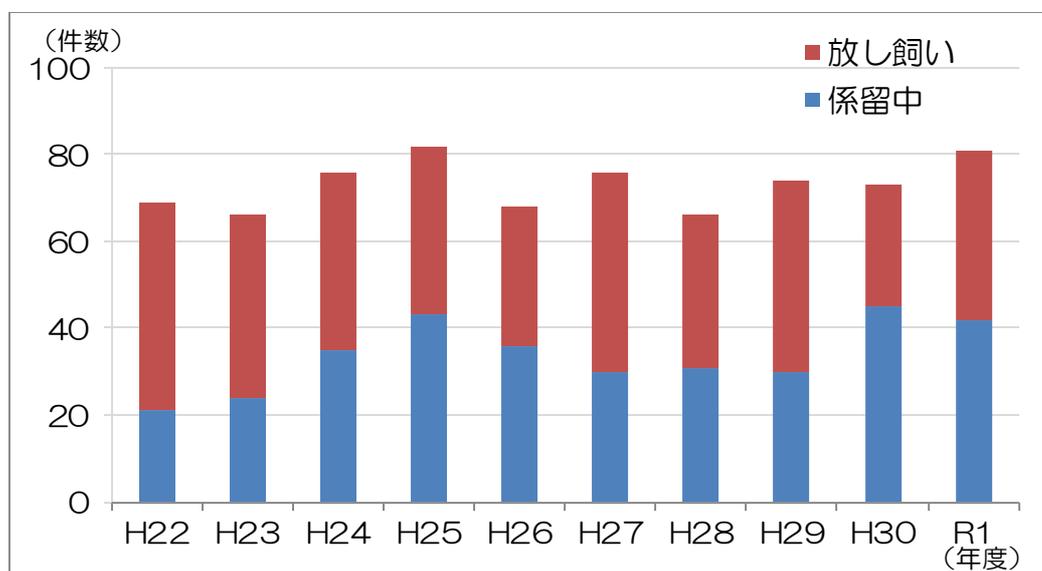
飼い犬の苦情の内容としては、放し飼いや鳴き声についての苦情が多く、その他に畜産物や農産物に対する被害や庭園等への被害に関する苦情も寄せられていますが、近年減少傾向にあります。

## (2) 猫に関する苦情



猫に関する苦情は、年間1,000件程度寄せられています。苦情の内容として、外飼いによる他人の敷地への侵入等の迷惑行為や庭園被害、糞尿被害等の苦情が寄せられています。

## 4 飼い犬による咬傷事故

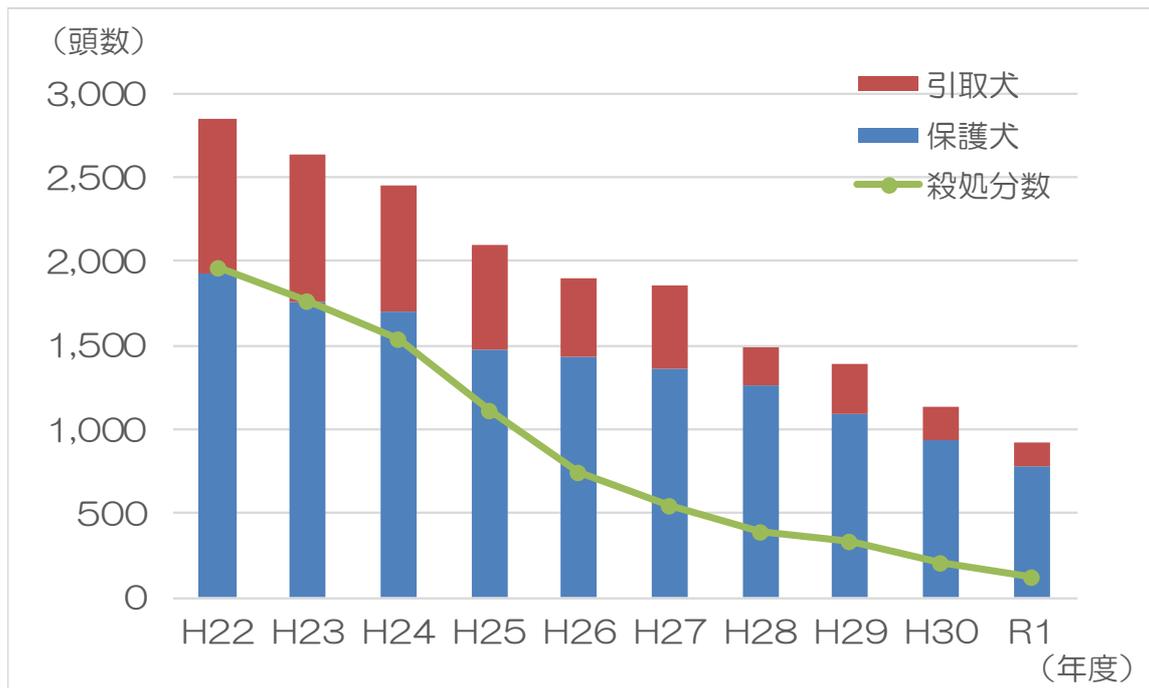


飼い犬による咬傷事故は、令和元年度は、係留中の事故が42件、放し飼いの事故が39件となっており、係留中の事故がやや多くなっています。

係留中の事故の内容としては、訪問配達の際の事故や係留中の犬に手を出し咬まれる事故などが報告されています。

## 5 犬・猫の保護・引取り状況

### (1) 犬の保護・引取り及び殺処分頭数の推移



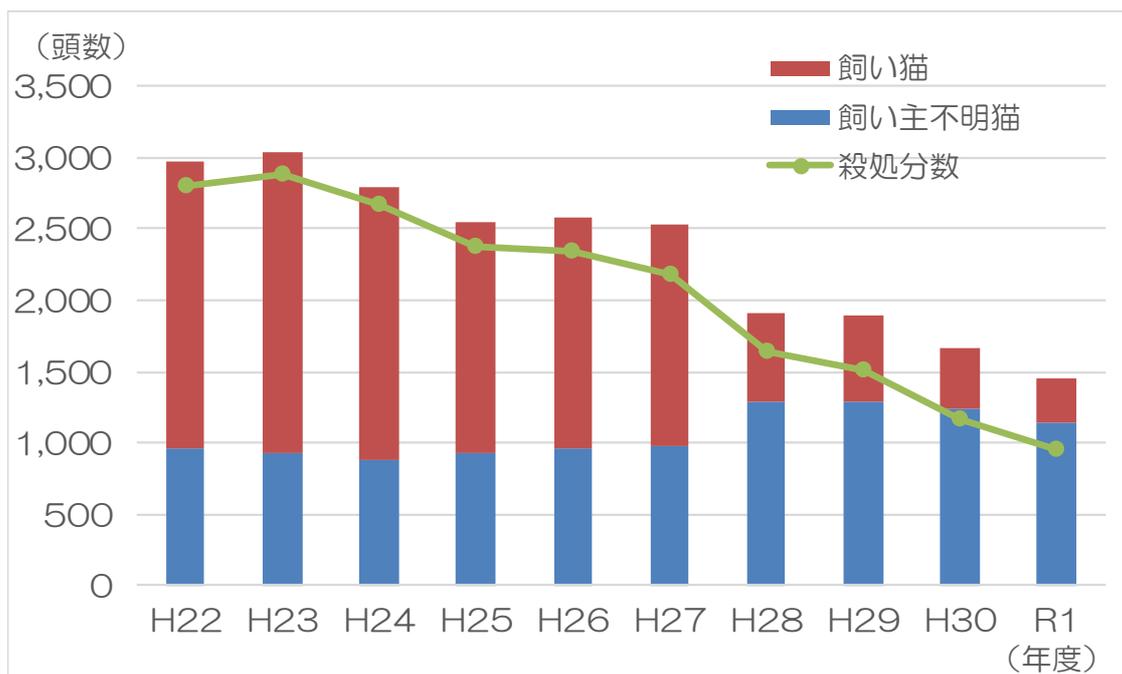
本県の犬の保護及び引取り頭数と殺処分頭数は減少傾向にあり，令和元年度では保護犬777頭，引取り犬139頭，殺処分頭数が126頭となっています。

殺処分頭数に計上された犬には，譲渡適性のある犬のほか，譲渡不適な犬や引取り直後に死亡した犬も含まれており，それぞれ，9頭，85頭，32頭となっています。

※ 環境省は，平成30年度から，「動物愛護管理行政事務提要」の殺処分頭数を以下の①～③に分けて集計を行っています。

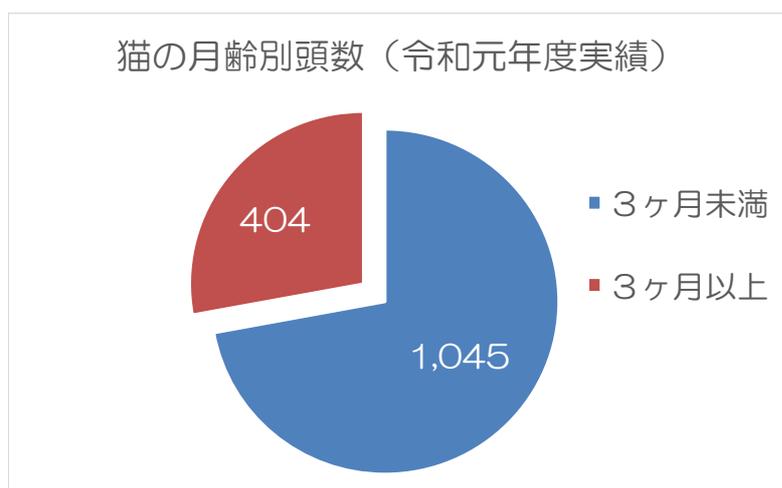
- |       |                                       |
|-------|---------------------------------------|
| ①譲渡不適 | ・・・譲渡することが適切ではない（治癒の見込みがない病気や攻撃性がある等） |
| ②譲渡適  | ・・・①以外の処分（譲渡先の確保や適切な飼養管理が困難）          |
| ③病死   | ・・・引取り後の死亡                            |

(2) 猫の引取り及び殺処分頭数の推移



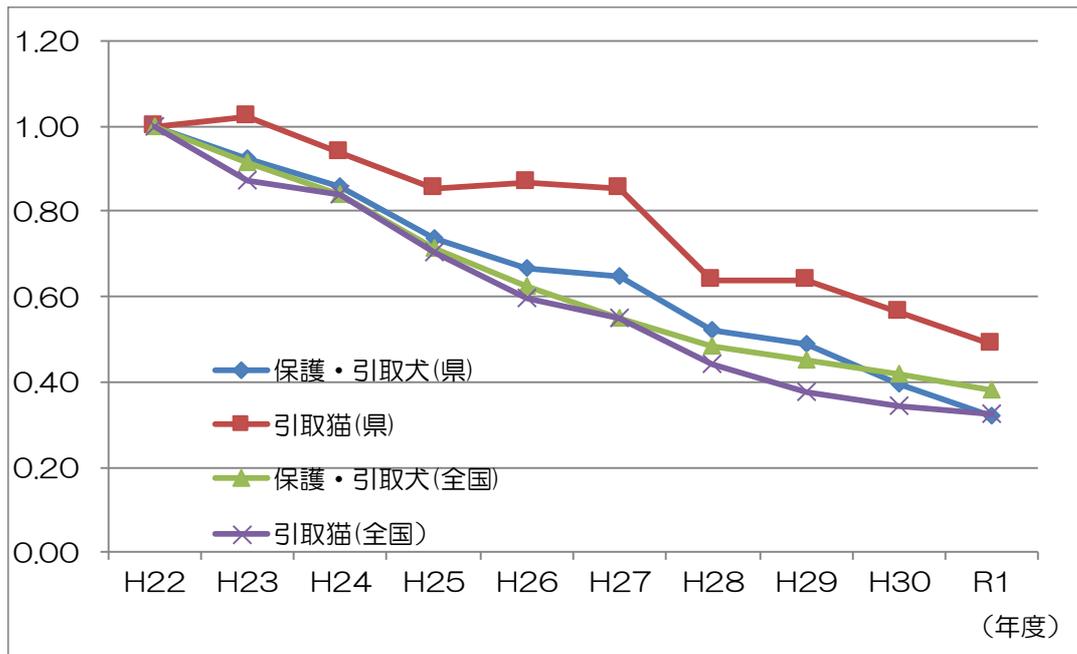
本県の猫の引取り頭数は、令和元年度では飼い猫301頭、飼い主不明猫1,148頭となっており、全体としては減少していますが、飼い主不明猫の引取り頭数は増加傾向にあります。

猫の殺処分頭数は、令和元年度では948頭となっており、譲渡適性のある猫、譲渡不適な猫、引取り直後に死亡した猫は、それぞれ370頭、240頭、338頭となっています。



令和元年度に引取りをした猫のうち、1,045頭（72.1%）が3ヶ月未満の子猫となっています。

### (3) 全国の状況との比較

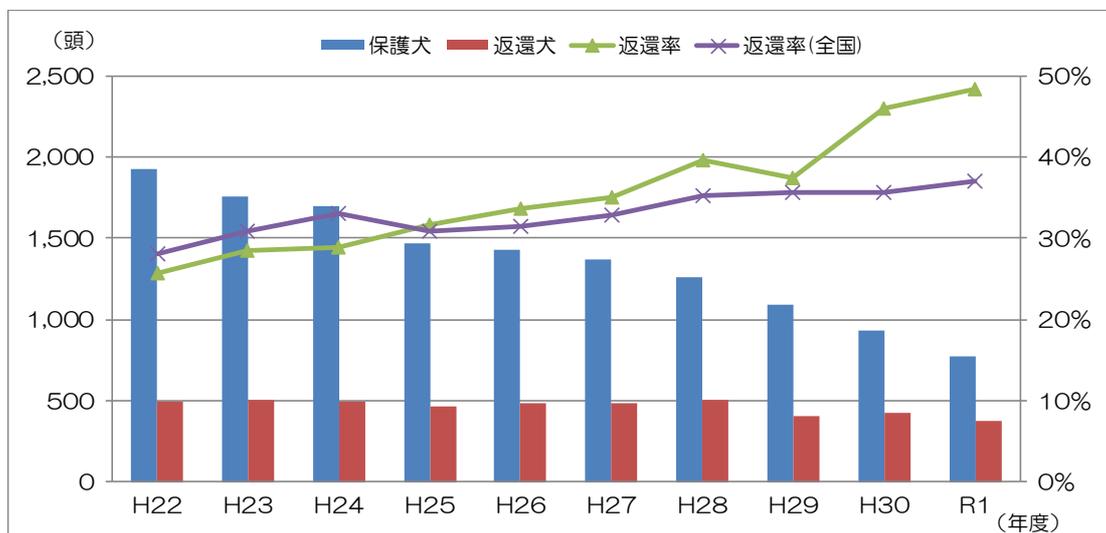


(全国のデータは環境省「動物愛護管理行政事務提要」による)

る)

犬・猫の保護・引取り状況を平成22年度を1.0とすると、犬については、全国とほぼ同様に推移していますが、猫については平成30年度実績で、全国の0.34に対し、本県は0.56にとどまっています。

## 6 保護された犬の飼い主への返還



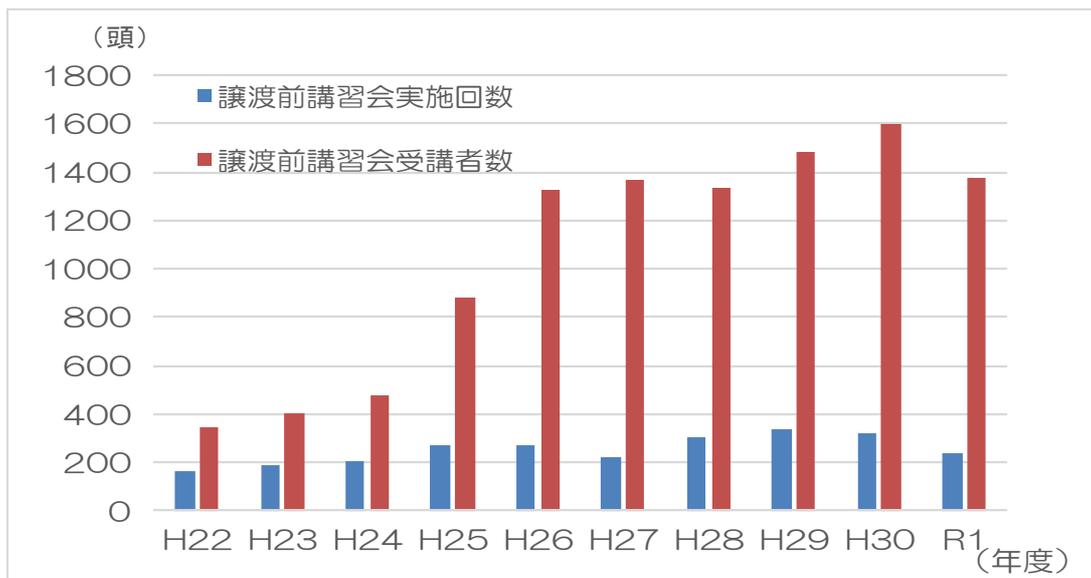
(全国のデータは環境省「動物愛護管理行政事務提要」による)

本県の保護される犬の頭数は、毎年度減少していますが、飼い主に返還される犬は、毎年約400頭程度で推移しています。返還率\*は保護犬頭数の減少に伴い、年々向上しており、令和元年度には48.3%に上昇しており、全国平均より高い状況です。

\*返還率：保護された犬のうち、飼い主が名乗り出たものの頭数の割合

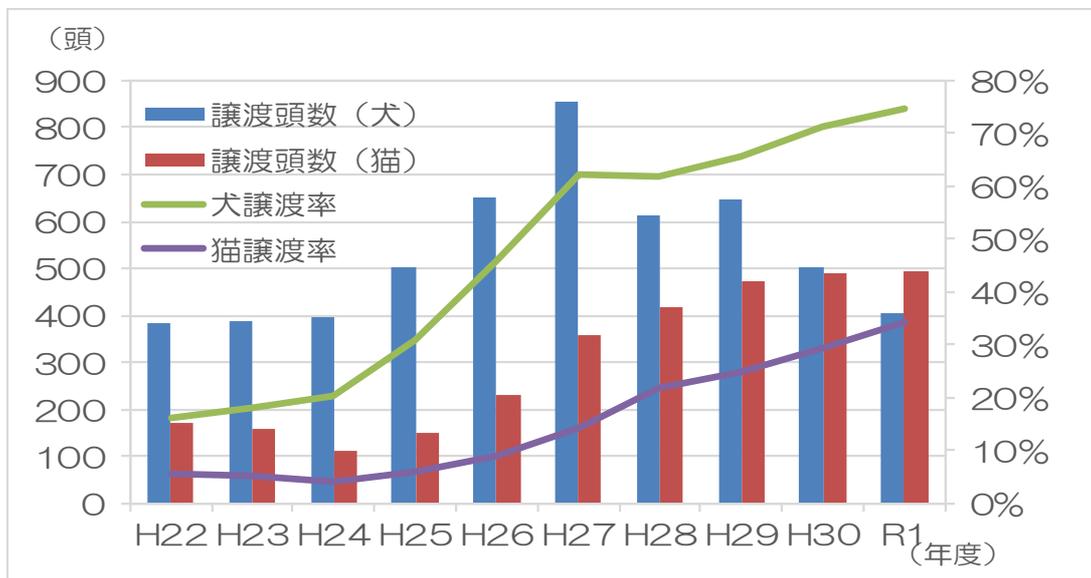
## 7 犬・猫の譲渡事業への取組

### (1) 譲渡前講習会の実施状況



県及び鹿児島市は、保護または引取りされた犬・猫を新しい飼い主へ譲渡を行っています。譲渡にあたっては、動物の習性や適正飼養について学ぶ講習会の受講を義務付けており、令和元年度は243回・1,375人が講習会を受講しています。

### (2) 犬・猫の譲渡状況の推移



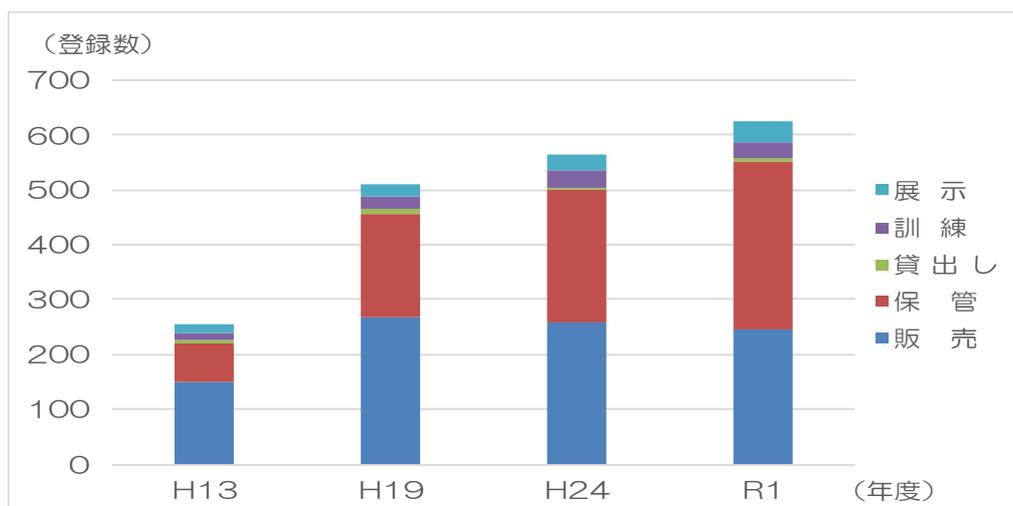
令和元年度の犬・猫の譲渡頭数は、犬404頭、猫494頭となっています。犬については、保護・引取り頭数の減少に伴い譲渡頭数は減少していますが、譲渡率は犬74.7%、猫34.1%と、年々上昇しています。

※犬・猫の譲渡率＝

$$\text{犬・猫の譲渡頭数} \div \{ (\text{犬の保護頭数} + \text{犬・猫の引取り頭数}) - \text{保護犬の返還頭数} \} \times 100$$

## 8 動物取扱業の登録状況

### (1) 第一種動物取扱業\*の登録数の推移

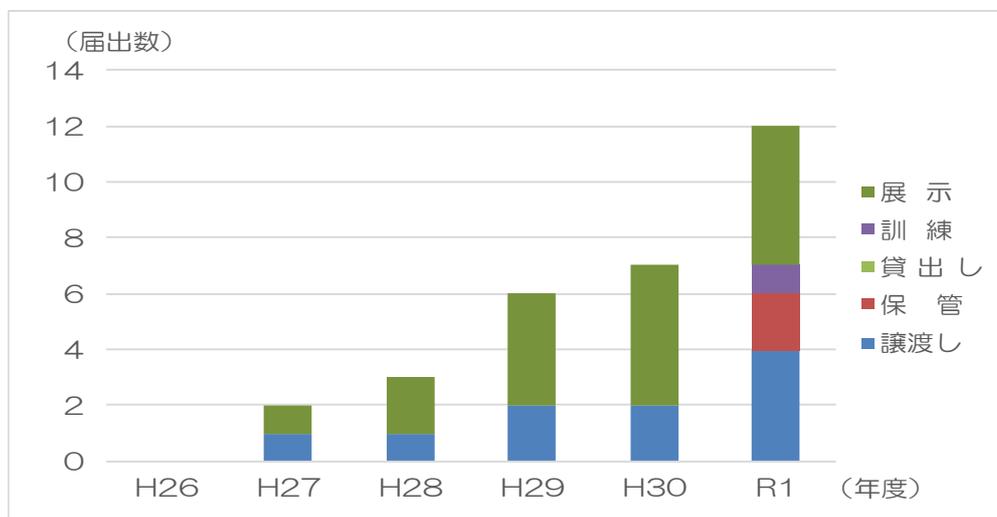


第一種動物取扱業の登録数は令和2年4月1日現在625件(販売 246, 保管 304, 貸出し 7, 訓練 28, 展示 40)となっています。

※第一種動物取扱業(営利)

- ①販売: ペットショップ・ブリーダー等, ②保管: ペットホテル・トリミング・ペットシッター等, ③貸出し: レンタル等,
- ④訓練: しつけ, ⑤展示: 動物園・水族館等, ⑥その他: 競りあっせん・譲受飼養業者等

### (2) 第二種動物取扱業\*の届出数の推移



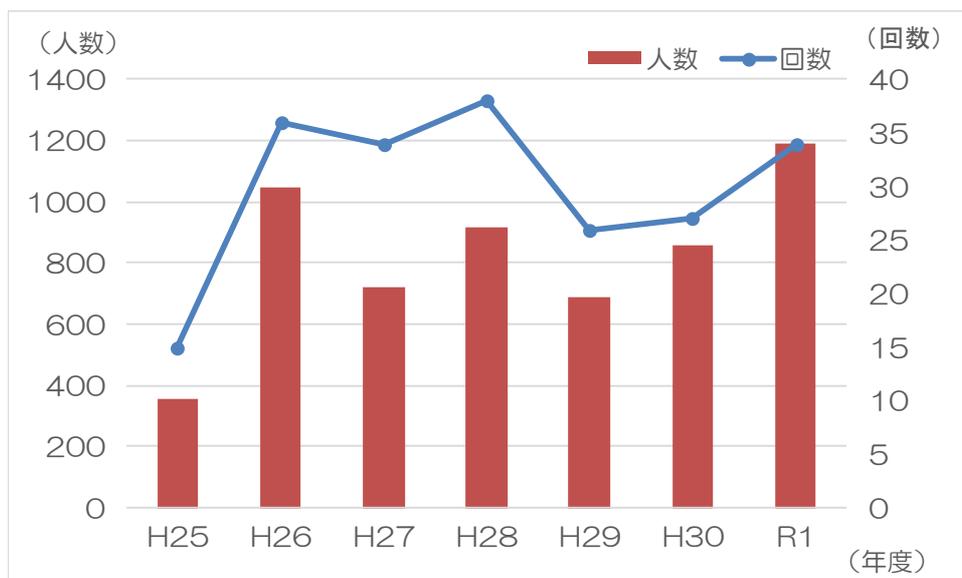
第二種動物取扱業の届出数は令和2年4月1日現在12件(譲渡し4, 保管2, 訓練1, 展示5)となっています。

※第二種動物取扱業(非営利)

- ①譲渡: 動物の譲渡活動を行う愛護団体等, ②保管: 動物を預かり飼養する愛護団体等,
- ③貸出・訓練: 盲導犬等の訓練・貸出などの公的な活動を行っている団体等,
- ④展示: 公園等での非営利の展示等

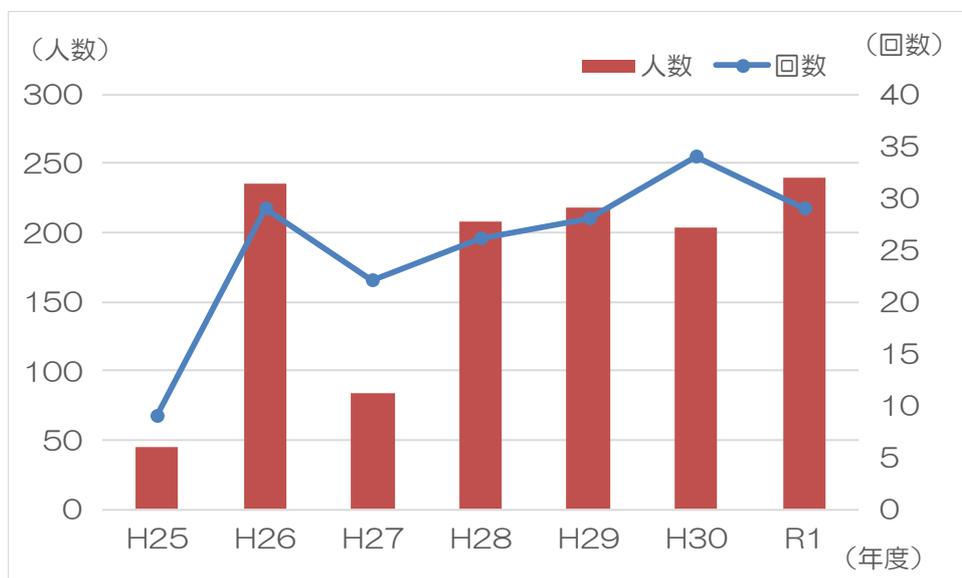
## 9 適正飼養の普及啓発の取組

### (1) 動物愛護教室の開催状況



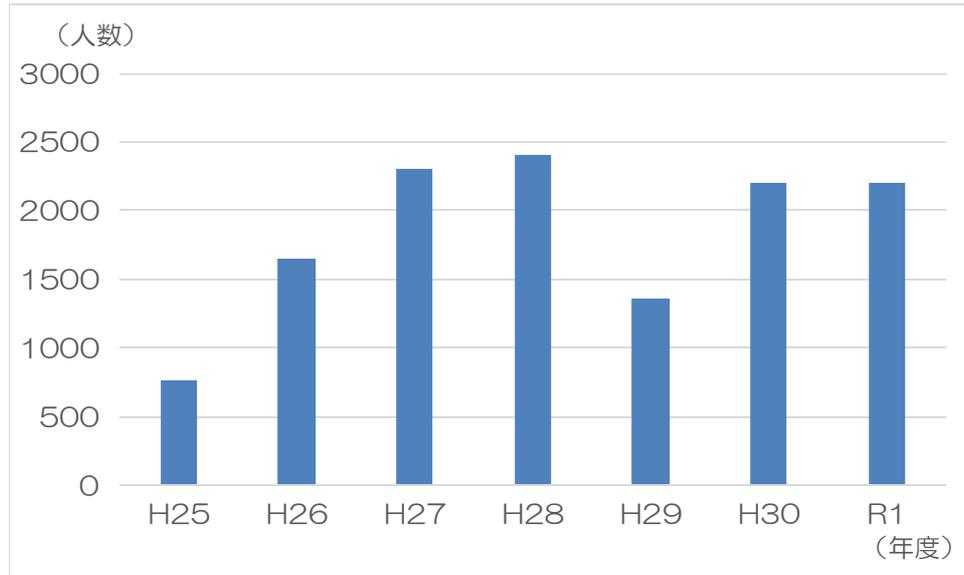
動物愛護教室を開催し、動物愛護思想及び適正飼養の普及啓発に努めています。また、子供たちに命の大切さを伝えるための出張動物愛護教室なども行っています。令和元年度は、34回実施し、1,190名の方が受講しています。

### (2) しつけ方教室の開催状況



しつけ方教室を開催し、動物の適正飼養の普及啓発に努めています。令和元年度は、29回実施し、239名の方が受講しています。

### (3) 動物愛護イベントの開催状況



動物愛護団体等と協働し、動物愛護イベントを開催し、動物愛護思想及び適正飼養の普及啓発に努めています。令和元年度は、「かごしま動物愛護のつどい」と「鹿児島市動物愛護フェスティバル」を開催し、約2,200名の方に参加いただきました。

## 第3章 講ずべき施策等

### 第1節 基本的な方針

動物愛護管理法及び基本指針の趣旨を踏まえ、10年後の具体的な数値目標、中長期的達成目標及び基本的な方針を設定し、動物愛護の具体的な施策を推進します。

#### 1 動物愛護思想の普及の推進

多くの県民が共感し、自主的に参加できる動物の愛護に関する施策を、保健所や動物愛護センターを活用し展開します。近年、子どもたちから動物と接し、「動物を命あるものである」としてとらえることで動物に対する愛護の思想が芽生え、ひいては「生命の尊重、友愛の情操」を育むと考えられているため、地域・学校等における施策の展開が特に重要です。

#### 2 適正飼養等の推進

飼い主は、「命あるものである動物」の所有者であることを十分に自覚し、適正な飼養に努めなければなりません。しかし、一部の心ない人による動物の不適正な飼養行為に起因した人への危害や近隣への迷惑行為、また、動物への虐待行為や遺棄も後を絶たない状況です。改正された動物愛護管理法では、動物の所有者等が遵守する責務が明確化されるとともに、動物の適正飼養のための規制も強化されました。このため、飼い主の社会的責任について啓発を図り、動物と周辺環境への配慮に基づいた適正飼養、みだりな繁殖の防止、終生飼養等を推進するとともに、関係法規の周知徹底を図ります。また、返還率の向上及び譲渡の推進を図り、譲渡適性のある犬・猫の殺処分ゼロを目指すとともに、その他の犬・猫についても飼い主責任の徹底や無責任な餌やりの防止等を啓発することにより、引取り数を減少させ、結果的に殺処分頭数を減らしていきます。

#### 3 県民と動物の安全の確保

人と動物の安全確保のため、災害に対する対応策を準備し、普及啓発することが重要です。東日本大震災以降、国においても災害時の動物対策の見直しが行われていることから、本県においても動物の救護等が円滑に進むように救護マニュアルを作成するなど、体制の充実を図ります。また、動物由来感染症に関して、注意喚起を図るなど予防方法を啓発していきます。

#### 4 関係者間の協働関係の構築

動物愛護管理法に基づく事務の多くは地方公共団体の所掌とされていますが、動物に関する問題は複雑・多様化しています。これら問題に的確に対応するため、県、市町村の行政機関、獣医師会、大学、動物愛護団体、動物愛護推進員等の関係団体及び動物取扱業者等の多くの関係者が、それぞれの特性を生かした役割分担のもとに、関係者間の協働関係をつくり、互いに連携協力して動物の愛護及び適正な飼養の施策を推進します。

## 第2節 施策別の取組

### 1 動物愛護思想の普及の推進

#### (1) 動物愛護思想の普及啓発

##### ① 現状と課題

動物愛護の基本は、人の命が大切であるのと同様に、動物の命についてもその尊厳を守るということにあります。動物の命に対して感謝及び畏敬の念を抱くとともに、その気持ちを動物の取扱いに反映することが必要です。

令和元年度に内閣府が行った「環境問題に関する世論調査」では、ペットに肯定的な意見が多くある一方で、飼い主による迷惑行為への規制を求める意見も過半数を超えなど、国民の動物に対する考え方は様々であることを認識させられる結果となっています。このことから、動物に対する考え方の多様性に配慮しながら、動物の愛護及び管理の意義等に関する県民の理解を更に推進することが求められています。

第二次計画では、啓発の推進を図るための一つの指標として、動物愛護教室等延べ参加者数を数値目標として掲げ、動物愛護センターで週末に愛護教室や譲渡前講習会を開催するなど、動物の愛護及び管理の普及啓発に努めてきましたが、未だ、犬・猫の保護・引取りが2,000頭を超える状況にあります。

県、市町村、動物愛護推進員、獣医師会、業界団体、動物愛護団体、動物の所有者等の関係者が引き続き連携協力し、さまざまな機会をとらえて教育活動や広報活動等に取り組むことが求められています。

##### ② 講ずべき施策

ア 動物が命あるものであることについての理解を深めるため、分かりやすい各種啓発資料の作成、ホームページやSNS上での情報発信等により、動物愛護思想の普及啓発に関する広報活動を実施します。

イ 地域、学校及び保育園等での動物愛護思想の普及啓発や飼育動物に対する適正な飼養管理の支援のため、行政、獣医師会、動物愛護団体、動物愛護推進員等との連携の下、動物愛護教室の充実を図ります。

ウ 動物愛護センターを拠点として、しつけ方教室、動物愛護教室等を定期的で開催するほか、関係団体等の協力も得ながら、動物とふれあうイベント等を実施します。

エ 動物が苦手な方やアレルギーがある方への配慮に関する啓発を実施します。

オ アニマルセラピーなどの動物介在活動や子どもが動物とのふれあいを通じて学習する動物介在教育の意義等について、県民への普及・啓発を図ります。

カ 補助犬が身体障害者の自立や社会参加の促進に果たしている役割等について県民の理解を深める取組を進めます。

キ 県内で活動する民間ボランティア団体についての情報を収集し、連携を図ります。

## 2 適正飼養等の推進

### (1) 適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保

#### ① 現状と課題

適正飼養を推進するためには、飼い主に対する教育が重要であり、これまで様々な取組が行われてきていますが、依然として安易な購入や飼養放棄、遺棄、虐待等の問題が一部で発生しています。こうした問題を踏まえ、令和元年度の動物愛護管理法の改正により、遺棄、虐待等に対する罰則の引上げ等が行われました。

これまでも、県において適正飼養の推進を行ってきましたが、県内保健所には、依然として犬・猫に関する苦情が多く寄せられています。

今後も適正飼養の啓発を行い、動物を飼養する際の飼い主責任について、県民の認識を深める必要があります。

#### ② 講ずべき施策

ア 動物の適正な飼養方法や虐待の具体的事例が動物愛護管理法に明記されたこと、並びに愛護動物の殺傷、虐待等の罰則が強化されたこと等について周知徹底を図ります。併せて、警察や市町村、関係機関・団体等とも連携して、遺棄及び虐待の防止に努めます。

イ 適正飼養を推進し、動物によるトラブルを未然に防ぐため、動物愛護センターを拠点として、しつけ方教室等を開催します。

### (2) 犬・猫の保護及び引取り頭数を減少させるための取組

#### ① 現状と課題

県内の犬・猫の収容数は、平成22年度から猫の収容数が犬より多くなっており、令和元年度は犬が916頭、猫が1,449頭となっています。猫の収容数は減少が続いていますが、主な要因は飼い猫の引取りの減少によるもので、飼い主のいない猫の引取りは横ばいの状態となっています。

殺処分率は年々減少し、令和元年度は、犬が13.8%、猫が65.4%となっていますが、犬と比べて猫の殺処分率が高いのは、収容された猫のうちの72.1%を、飼養や譲渡が困難な生後3ヶ月未満の子猫が占めているためです。

猫については、平成27年度から、毎年2月を「猫の適正飼養推進月間」として集中的に適正飼養の啓発を行っており、収容される飼い猫は年々減少しているところですが、今後も適正飼養の啓発の強化に努め、動物を飼養する際の飼い主責任について、県民の認識を深めるとともに、飼い主のいない猫を生み出さないための取組をさらに推進していく必要があります。

#### ② 講ずべき施策

ア 犬・猫の飼養者に対して、終生飼養についての更なる啓発を行うとともに、みだりな繁殖を防止するための不妊・去勢手術や猫の屋内飼養等の重要性についての啓発を進めることにより、犬・猫の遺棄や引取り頭数の減少を図ります。

イ 改正された動物愛護管理法に基づき、犬・猫の安易な引取りには応じず、終生飼養の指導に努めます。

ウ 住宅密集地等において飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施して地域住民の十分な理解の下に管理する地域猫活動への理解を促進するとともに、地域の実情を踏まえた計画づくりへの支援等、飼い主のいない猫を生み出さないための取組の推進を図ります。

### (3) 返還・譲渡の推進

#### ① 現状と課題

動物愛護センターと同時に開設した動物愛護ホームページにおいて、迷子犬・猫情報を写真付きで提供するなど返還率の向上に努めてきた結果、迷子犬のうち3分の1が飼い主の元へ返還されています。しかし、飼い主の元へ返還された犬のうち鑑札やマイクロチップ等から飼い主が判明したのは375頭中23頭と、依然として所有者明示が進んでいない状況です。

マイクロチップ等による所有者明示は、動物の盗難や迷子の発生防止につながるだけではなく、災害時に逸走した動物の所有者の発見を容易にします。また、所有者の特定が可能となるため、所有者の責任者としての意識を向上させ、動物の遺棄や逸走を未然に防ぐ効果も期待できます。

改正された動物愛護管理法において、販売される犬又は猫へのマイクロチップの装着及び所有者情報の登録等が義務化され、所有明示措置の推進が一層求められているため、所有明示の意義や、役割等について県民の理解を深める必要があります。

県内の犬・猫の譲渡に関しては、第二次計画において譲渡率20%以上とする数値目標を掲げ、動物愛護センターにおいて毎週日曜日に譲渡会を開催するなど、積極的な譲渡の推進に努めてきた結果、犬・猫の譲渡率は年々上昇し、令和元年度には、犬が74.7%、猫が34.1%となりました。犬と比べて猫で譲渡率が低いのは、収容された猫のうち72.1%を占める生後3ヶ月未満の子猫の飼養が困難なためです。

譲渡を更に推進するためには、積極的に譲渡会の実施をしていくことはもとより、ボランティアとの協働による子猫の飼養の充実や譲渡の裾野を広げていく必要があります。

#### ② 講ずべき施策

ア 狂犬病予防法に基づく鑑札・注射済票の装着の徹底を図ります。

イ 所有者明示の必要性に関する啓発を行うことにより、マイクロチップや迷子札などの普及を促進します。

ウ 積極的に譲渡会を実施するとともに、SNSやホームページ等を活用した譲渡に関する情報発信の充実を図ります。

エ 犬・猫の受け入れが可能な動物愛護団体との協働の推進を図ります。

オ 子猫の飼養管理を充実させるため、離乳していない猫を一定期間預かって飼養し、譲渡につなげるミルクボランティアの支援に努めます。

## (4) 動物による危害防止と周辺環境の保全

### ① 現状と課題

狂犬病は、日本、英国等、一部の国を除く世界中で発生しており、発症すると有効な治療法がなく、ほぼ100%死に至るとても恐ろしい病気です。国内では昭和31年以降の発生はありませんが、海外で犬にかまれ、国内で発症し死亡した事例も近年発生しています。流通の国際化により国外との行き来が頻繁になった日本においては、人や動物の移動により海外から狂犬病が持ち込まれる可能性も否定することができないため、狂犬病予防注射の徹底を図る必要があります。

動物の不適正な飼養は、周辺の生活環境を損なうだけでなく、時には人の生命、身体又は財産に被害を与えることもあります。県内でも、毎年犬による咬傷事故が発生しており、独自に「犬による咬傷事故対応マニュアル」を作成して発生防止に取り組んできましたが、加害犬のほとんどは飼い犬であることや、保健所に寄せられる飼い犬に関する苦情のうち「放し飼い」が最も多いことを考えると、これまで以上に飼養者に対し徹底した指導が望まれます。

また、みだりな繁殖等により適切な管理ができない状態となった多頭飼育については、鳴き声や、ふん尿などによる周辺環境の悪化や周辺住民の日常生活への影響などの問題が懸念されることから、早期発見に努めるとともに、市町村等と連携した継続的な指導を行う必要があります。

特定動物\*については、改正された動物愛護管理法により愛玩目的での飼養又は保管が禁止されましたが、人に危害を加える恐れのある動物の取扱いには万全を期する必要があるため、引き続き徹底した飼養管理が求められています。

### ② 講ずべき施策

ア 市町村、獣医師会等と連携して、犬の飼育者に対し、狂犬病予防法に基づき登録と狂犬病予防注射の徹底や啓発に努めます。

イ ホームページ等を活用して、動物由来感染症予防についての啓発に努めます。

ウ 各種媒体を通じて動物の適正飼養に関する啓発を行うとともに、犬の放し飼いなど不適正な飼養をしている飼い主に対する早期指導を強化し、事故発生後も継続的に指導・助言を行うなど、これまで以上に咬傷事故の発生防止に努めます。

エ 周辺環境の保全や適正飼養の観点から、所有者のいない猫に対する無責任な餌やり行為が望ましくないことについての啓発に努めます。

オ 多頭飼育者については早期発見に努め、市町村の福祉部局等との連携を強化し、適切な飼養頭数にするための取組や周辺の生活環境の保持について継続的な指導に努めます。

カ 特定動物の愛玩目的での飼養又は保管が禁止されるとともに、特定動物が交雑して生じた動物が規制対象に追加されたことについて周知を図ります。

キ 特定動物の飼養施設に対する監視を適切に行い、不適正な取扱等が認められた場合は、速やかに改善指導を行います。また、逸走通報時、関係機関が協力して確保

- ・保護の対策が適切に講じられるよう、平常時から警察等と情報の共有に努めます。

※特定動物：人の生命、身体又は財産に害を加える恐れがある動物として政令で指定。現在、ほ乳類、鳥類及びは虫類に係る約150属・650種が選定されている。

## （５）動物取扱業の適正化

### ① 現状と課題

平成18年6月に施行された登録制度開始後も、県内の猫カフェで遺棄事件が発生しています。このように、依然として、動物取扱業者による不適切な飼養管理が全国的に見られるため、令和元年度の動物愛護管理法の改正では動物取扱責任者の要件の厳格化や動物に関する帳簿の備付けの義務化、遵守基準の具体化など動物取扱業者に対する規制が強化されました。新たな制度を着実に運用し、動物取扱業のより一層の適正化を図るため、動物取扱業者に対して、規制の内容や趣旨について十分説明、周知する必要があります。

### ② 講ずべき施策

ア 登録制度が遵守されるよう、動物取扱業者への監視・指導を行うとともに、動物取扱責任者の要件の厳格化、動物に関する帳簿の備付けの義務化、遵守基準の具体化、勧告及び命令の権限強化など新たな規制の周知に努めます。

イ 第一種動物取扱業者の資質を向上させるため、動物取扱責任者研修会等を行い、動物取扱業者の更なる適正化を図ります。

## （６）産業動物等の適正な取扱いの推進

### ① 現状と課題

本県は、我が国の食料生産基地としての役割を果たしており、特に畜産業に関しては、豚と肉用牛（肉用種）の飼育頭数が全国第一位となっています。動物の愛護及び管理の観点から、牛、豚、鶏などの産業動物としての適正な取扱いについては、環境省が『産業動物の飼養及び保管に関する基準』を示しています。また、農林水産省でも、アニマルウェルフェアは生産性の向上や安全な畜産物の生産にもつながるとして、アニマルウェルフェアの考え方を踏まえた家畜の飼養管理の普及に努めているところです。今後、関係部局と連携して、同基準やアニマルウェルフェアの考え方を普及させる必要があります。

動物愛護管理法の一部は実験動物にも適用され、実験動物の飼養保管等に当たっては基本原則（「動物は命あるもの」であることを認識して適正に取り扱う）や飼養者の責務を遵守する必要があります。環境省は、実験動物の飼養及び保管について、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」を示しています。

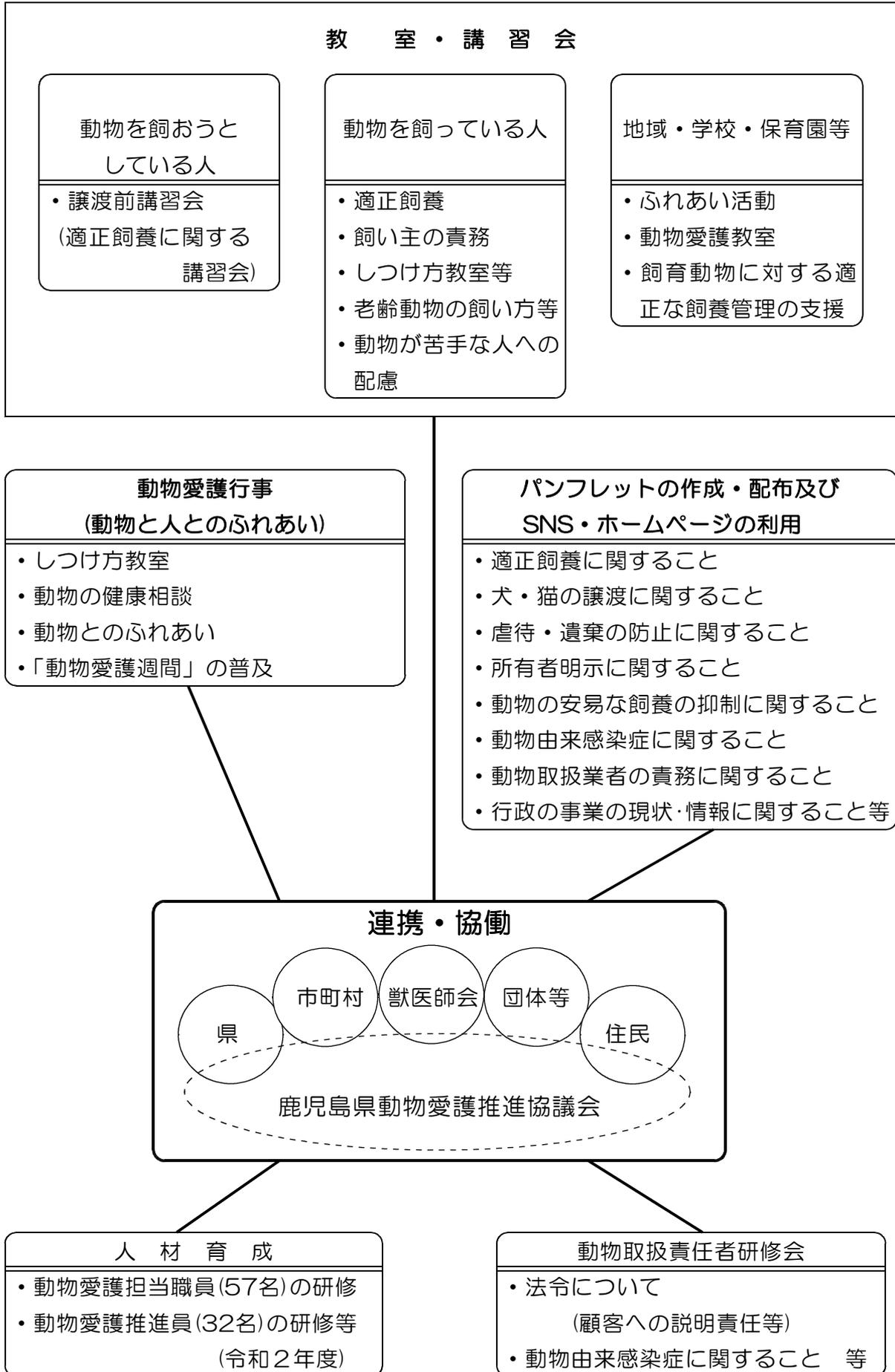
## ② 講ずべき施策

ア 産業動物の性格に応じた動物の愛護及び管理の必要性等について、関係部局とも連携しながら普及啓発に努めます。

イ 実験動物については、実験動物の取扱いの基本的考えである「3Rの原則<sup>※</sup>」や「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」について大学等への周知に努めます。

※ 3Rの原則：代替法の活用（Replacement）、使用数の削減（Reduction）、苦痛の軽減（Refinement）

# 【動物の愛護及び管理の普及啓発の推進】



### 3 県民と動物の安全の確保

#### (1) 災害対策

##### ① 現状と課題

環境省から「人とペットの災害対策ガイドライン」（以下「ガイドライン」）が示され、災害時における飼い主責任によるペットとの同行避難に対する一定の理解が進み、獣医師会や動物愛護団体等による動物救護活動も活発に行われるようになってきていますが、同行避難の際のペットの受け入れ先が依然として社会的な課題となっています。

一方で、ペットの飼い主が円滑に避難するためには、日頃から、しつけやワクチン接種等を適正に行っておくことが必要です。

近年は災害が広域化していることから、関係機関等との連携協力の下に広域的な協力体制を整備しておくことも重要です。

県では、関係団体と「震災時の動物救護対策」についての協議を行い、九州・山口9県と「災害時愛護動物救護応援協定」及び鹿児島県獣医師会と「災害時における動物愛護の救護に関する協定書」を締結するなどして、広域的な災害に備えています。平成28年の熊本地震においては災害時愛護動物救護応援協定に基づき、物資及び人員の派遣等の応援をおこなったところです。

本県は地震、台風、豪雨、火山噴火災害など過去に様々な災害を経験しており、今後、災害発生時の対応が関係機関等の連携協力の下、迅速かつ円滑に行えるよう体制づくりに努める必要があります。

なお、特定動物に関しては、許可申請時に災害発生時の対応に関する資料を添付することを求めている、特定動物が逃げ出して人の身体又は財産に危害を加えないような体制整備づくりを指導しています。

##### ② 講ずべき施策

ア 災害時に動物の救護等を適切に行うことができるよう、市町村や関係団体等と連携した協力体制を整えるとともに、災害時にペットの受け入れが可能な避難所等についての情報収集に努めます。

イ 飼い主責任を基本とした同行避難への理解を深めるとともに、最低限のしつけやワクチン接種、ノミ・ダニ等の定期的な駆除、避難場所の確認、所有者明示など、日頃から災害に備えた準備を行うよう周知を図ります。

ウ 特定動物の飼養許可施設に対して定期的な監視を行い、緊急時対策の確認を行います。

エ 災害時における産業動物等の取扱いについては、関係部局と情報共有を図り、動物福祉の観点から助言・協力を行います。

## 4 関係者間の協働関係の構築

### (1) 人材育成

#### ① 現状と課題

動物の愛護及び管理に関する施策では、幅広い動物が対象となり、また、施策の分野も普及啓発、飼養保管、感染症予防など広範囲にわたるものです。そのため、施策の実施にあたり県と市では適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有する獣医師等を動物愛護担当職員として保健所等に配置しています。

動物の愛護及び管理に関する施策は、民間を含めた多様な組織や人材の参画・協働が必要です。令和2年度現在、県25名、鹿児島市7名を動物愛護推進員として委嘱するなどして施策の推進に努めていますが、更なる推進には、動物愛護担当職員や動物愛護推進員、動物愛護推進に携わる団体関係者等の資質向上と幅広い連携が重要な課題となっています。

#### ② 講ずべき施策

ア 譲渡を受けた方に対して、しつけ方教室の開催や追跡調査等を行うなどして模範的飼養者の育成に努めます。

イ 行政及び関係団体から成る鹿児島県動物愛護推進協議会において、活発な意見交換を行い、資質向上や相互の連携体制の構築に努めます。

ウ 関係団体や動物愛護推進員の育成と活動支援に努めます。

エ 動物愛護担当職員（行政担当者）の専門的な知識や技術の習得に努めます。

### (2) 調査研究の推進

#### ① 現状と課題

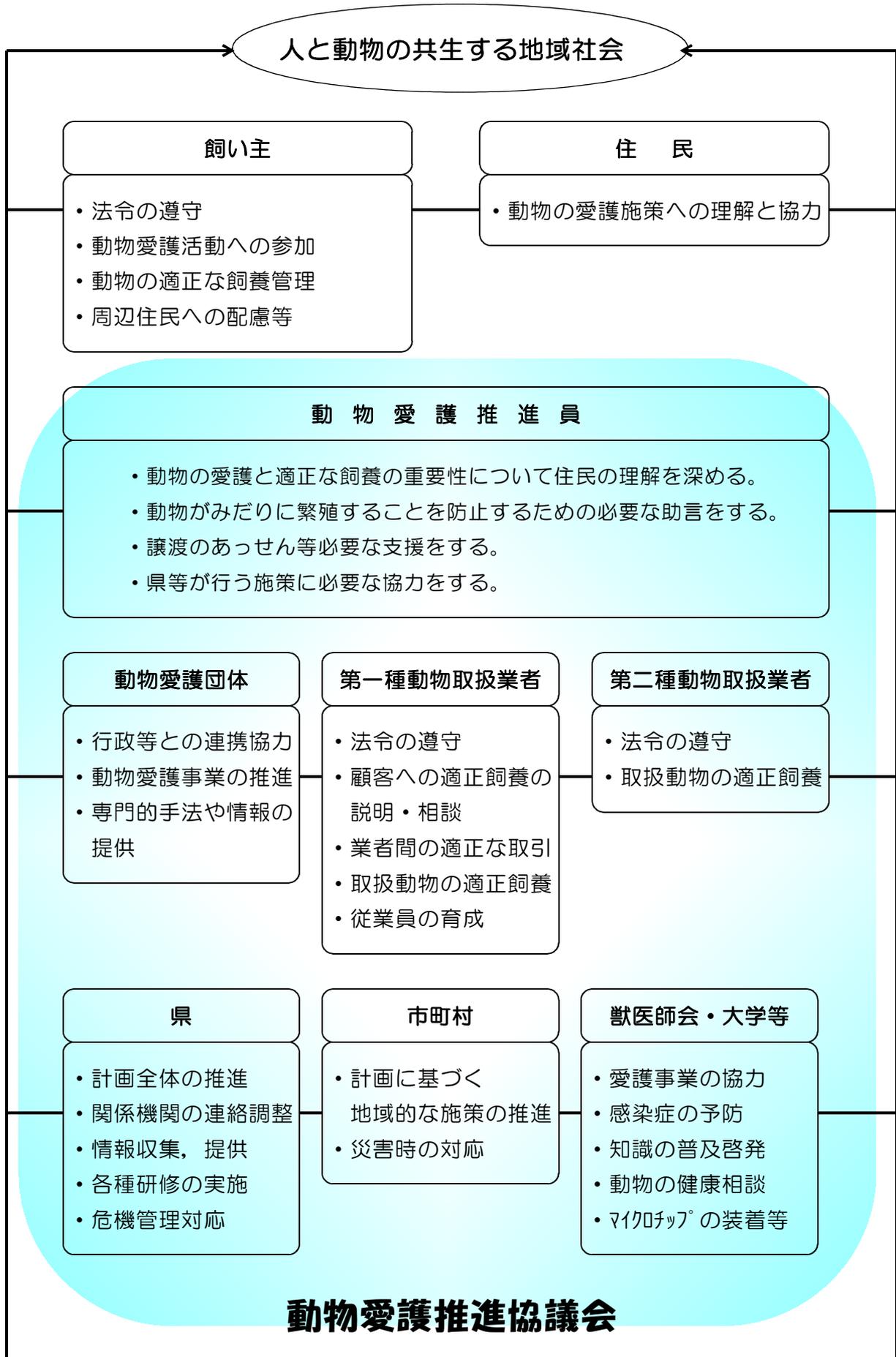
動物の愛護及び管理に関する調査研究は、関係する分野が多岐にわたり、かつ応用的である特徴を有していることから、関係学会等は広範にわたっており、その知見等が体系的に整理されていない状況にあります。

動物の愛護及び管理に関する施策を進めるためには、多くの県民の共感を呼び、自主的な参加を幅広く促すことができる科学的な知見等に基づいた施策の展開も重要です。

#### ② 講ずべき施策

動物の愛護や管理に関する科学的知見や諸外国の制度、遺棄・虐待の具体的事例や罰則の適用状況などの関連情報の収集に努めます。

# 【 関 係 者 の 役 割 】



## 第4章 数値目標等

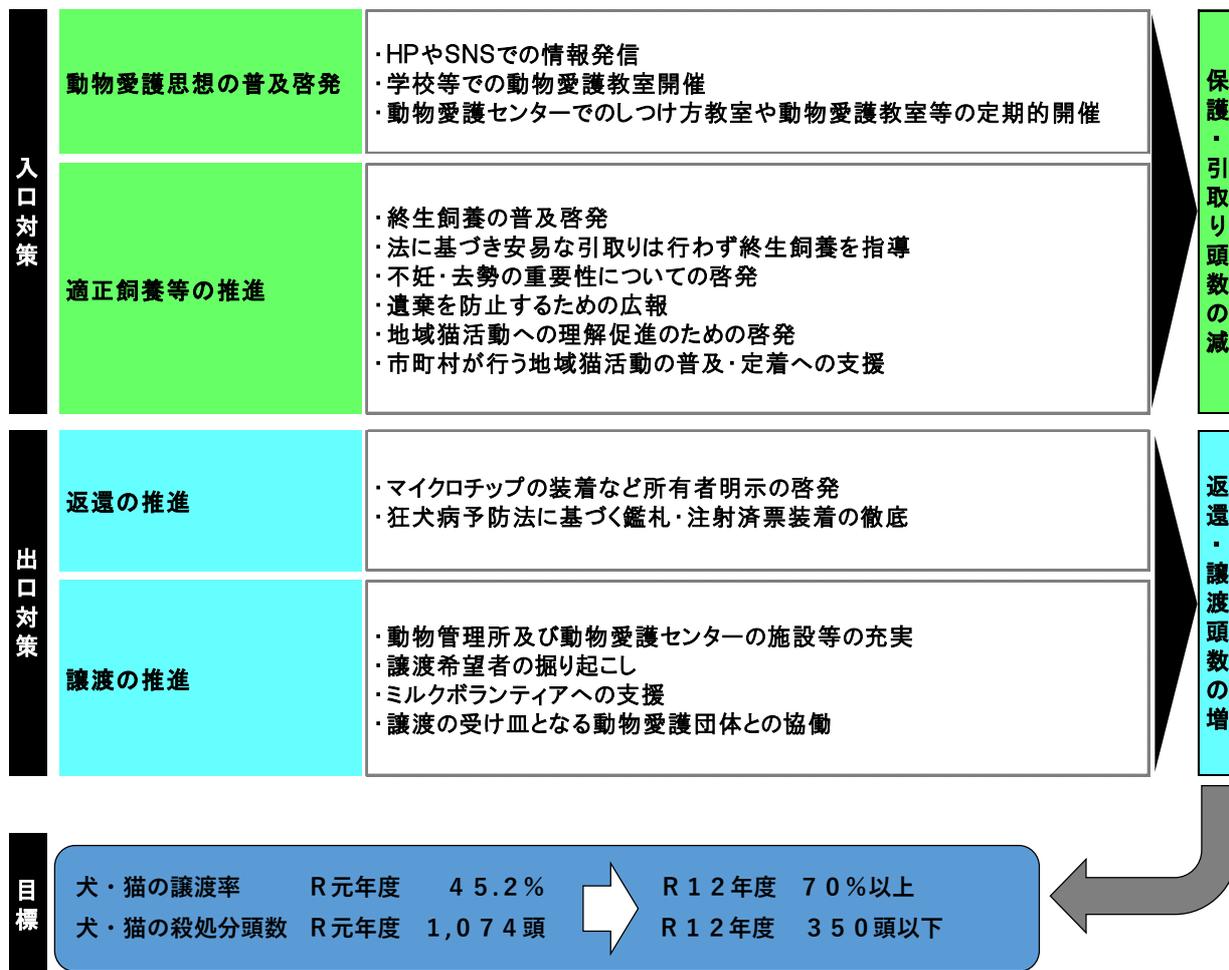
### 第1節 数値目標

本県では、計画の柱となっている「動物愛護管理の基本的考え方」、「鹿児島県における動物愛護管理の現状」及び「講ずべき施策等」の3つの観点から、「犬・猫の譲渡率」、「犬・猫の殺処分頭数」、「動物愛護教室等の延べ参加者数」について、次に掲げる10年後の数値目標の達成を目指します。

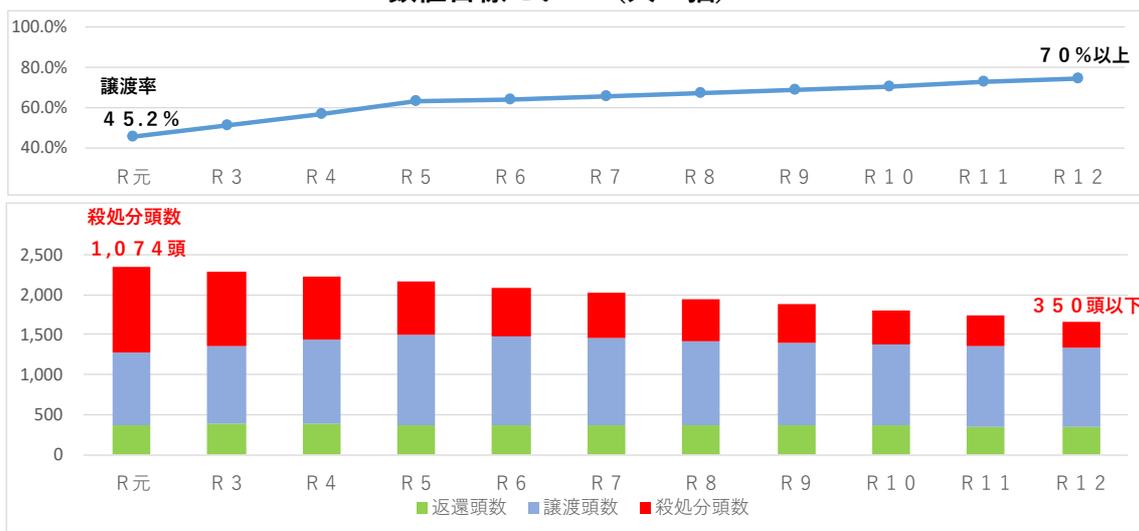
事 項	R元年度実績	R12年度目標
犬・猫の譲渡率	45.2%	70%以上
犬・猫の殺処分頭数 (譲渡適の犬・猫の殺処分頭数)	1,074頭 (379頭)	350頭以下 (0頭)
動物愛護教室等の延べ参加者数	3,155人	毎年度3,000人以上

※ 犬・猫の譲渡率は令和元年度実績より25%アップを、また、犬・猫の殺処分頭数については概ね1/3を目指します。

## 第2節 数値目標の達成に向けた主な取組



数値目標モデル（犬・猫）



## 参考資料

- 動物の愛護及び管理に関する法律
- 動物の愛護及び管理に関する法律施行令
- 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則
- 動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針
- 鹿児島県動物の愛護及び管理に関する条例
- 鹿児島県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則
- 鹿児島市動物の愛護及び管理に関する条例
- 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準
- 動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置
- 犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置
- 動物の殺処分方法に関する指針
- 展示動物の飼養及び保管に関する基準
- 実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準
- 産業動物の飼養及び保管に関する基準
- 第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目
- 第二種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目
- 人とペットの災害対策ガイドライン
- 狂犬病予防法
- 犬による咬傷事故対応マニュアル
- 九州・山口9県災害時愛護動物救護応援協定
- 災害時における動物愛護の救護に関する協定書
- 令和元年度環境問題に関する世論調査（内閣府）

【相談窓口】

1 県の機関

名称	所在地	電話番号
県庁くらし保健福祉部 生活衛生課	鹿児島市鴨池新町10番1号	099-286-2788
動物愛護センター	霧島市隼人町小田1493-1	0995-44-6301
指宿保健所	指宿市十二町301	0993-22-2172
加世田保健所	南さつま市加世田村原2丁目1-1	0993-53-2317
伊集院保健所	日置市伊集院町下谷口1960-1	099-273-2332
川薩保健所	薩摩川内市隈之城町228-1	0996-23-3167
出水保健所	出水市昭和町18-18	0996-62-1636
大口保健所	伊佐市大口里53-1	0995-23-5106
始良保健所	霧島市隼人町松永3320-16	0995-44-7960
志布志保健所	志布志市志布志町志布志2丁目1-11	099-472-1021
鹿屋保健所	鹿屋市打馬2丁目16-6	0994-52-2113
西之表保健所	西之表市西之表7590	0997-22-0032
屋久島保健所	熊毛郡屋久島町安房650	0997-46-2024
名瀬保健所	奄美市名瀬永田町17-3	0997-52-5411
徳之島保健所	大島郡徳之島町亀津4943-2	0997-82-0149
加世田動物管理所	南さつま市加世田唐仁原1930	0993-53-4125
川薩動物管理所	薩摩郡さつま町船木4991-3	0996-53-3174
始良動物管理所	霧島市国分上之段2422	0995-48-2112

2 鹿児島市

名称	所在地	電話番号
鹿児島市健康福祉局保健部 生活衛生課	鹿児島市山下町11-1	099-803-6905
鹿児島市動物愛護管理センター	鹿児島市田上町3910	099-264-1237